

令和 7 年度適正服薬等推進事業実施要領

埼玉県後期高齢者医療広域連合

1 概要及び目的

薬局薬剤師等との連携を通じて、複数の医療機関を受診し、多剤併用等による薬物有害事象（ポリファーマシー）のリスクが高い方に対し、適正服薬等の相談及び指導を行い、被保険者の健康上の不安を解消し健康の保持増進を図るとともに、医療費の過剰な支出を抑制し、医療費の適正化を推進するもの。

2 実施方法

委託により実施

委託業務	業者選定方法
服薬指導業務	随意契約
通知対象者の選定、通知文の作成及び発送、コールセンターの設置並びに効果測定（以下、「通知発送業務」という。）	プロポーザル

3 実施期間

服薬指導業務：令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

通知発送業務：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 抽出基準期間（診療月）

令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月まで（3 か月間）

5 基準該当者

75 歳以上の者のうち、レセプト情報において、処方元医療機関（院内調剤を含む）が 2 機関以上である者、かつ下記①から⑨までの条件に該当する者とする（見込人数：5,000 人）。ただし、麻薬を使用している末期がん患者、HIV 罹患者、てんかん、難病等の患者、及び事業の実施が困難である者を除く。

- ①3 か月連続で重複（同一成分又は同種同効）かつ多剤（15 剤以上）に該当
- ②最新月で重複（同一成分又は同種同効）かつ多剤（15 剤以上）に該当
- ③最新月で有害事象該当数が 3 つ以上かつ多剤（6 剤以上）に該当
- ④最新月で有害事象該当数が 2 つ、老年症候群に該当する薬剤が処方されている、多剤（6 剤以上）
- ⑤最新月で有害事象該当数が 2 つ、抗コリンリスクスケール 3 以上、多剤（6 剤以上）
- ⑥最新月で有害事象のうち、重複（同一成分又は同種同効）と傷病名禁忌のみ該当、多剤（6 剤以上）
- ⑦最新月で有害事象のうち、重複（同一成分又は同種同効）と長期処方のみ該当、多剤（6 剤以上）
- ⑧最新月で有害事象のうち、傷病名禁忌と長期処方のみ該当、多剤（6 剤以上）
- ⑨最新月で有害事象該当数が 2 つ、抗コリンリスクスケール 2、多剤（15 剤以上）

6 通知対象者の決定 <5月～7月>

- (1) 通知発送業務の受託者は、抽出対象期間（上記4）内における基準該当者（上記5）に係るレセプト情報等から候補者を決定する。
- (2) 市町村は、広域連合から提供された候補者一覧を確認のうえ、次のいずれかに該当する者を候補者から除外する。また、被保険者氏名が「●」表示されているものについては、正しい字体のPDFデータを提出する。
 - ① 介護施設等に入所している者（市町村において把握している者）
 - ② 市町村において、既に適正受診又は適正服薬に係る相談等を行っており、服薬相談指導を行う必要がないと認められる者
 - ③ その他、指導を行うことが適当でないと判断する者
- (3) 広域連合は、被保険者資格を喪失している者を候補者から除外する。
- (4) その他

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業において、市町村が「重複投薬・多剤投与等への相談・指導の取組」を実施する場合、特別調整交付金交付基準事業区分Ⅱの対象とならないことから、当該市町村に住所を有する者は、候補者から除く。

なお、上記に該当する市町村については、個別支援候補者の参考資料として候補者一覧を提供する。

7 通知物の発送・コールセンター開設 <8月～10月>

通知発送業務の受託者は、発送日の翌日から10月末までの期間について、フリーダイヤルによる電話対応を行うコールセンターを設置し、案内通知、高齢者の多剤服用による薬物有害事象（ポリファーマシー）の防止、調剤、処方等に関連する問い合わせについて対応する。

8 服薬指導の実施 <9月～12月>

- (1) 通知を受け取った対象者が、通知を持って薬局に相談する。
- (2) 薬局薬剤師は、対象者の健康状態及び病状に関する認識、医療に対する考え方等に十分留意したうえで、対象者から服薬状況等を聞き取り、指導する。
- (3) 薬局薬剤師は、聞き取りした情報を医師に提供する。
- (4) 薬局薬剤師は、医師への情報提供前後の体調及び状態の変化を確認する。
- (5) 薬局薬剤師は、相談指導を実施した者の報告書を作成し、服薬指導業務の受託者に送付する。
- (6) 服薬指導業務の受託者は、送付された相談指導実施者の報告書を集計のうえ、広域連合に提出する。

9 効果測定 <1月～3月>

通知発送業務の受託者は、指導の効果を検証するため、通知対象者及び通知対象者のうち服薬相談を行った者について、通知を発送した日の属する月の翌月から3か月の服薬状況を確認し、通知前後の処方薬剤数、医療費等を比較して効果測定を行う。